

## 設立趣旨

我が国は、国土面積の約6割を積雪寒冷地域が占め、総人口の約2割がこの地域に居住しており、冬期の降雪や低温が国民生活に大きな影響を与えている。

そのため、昭和31年に「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」が制定され、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定し、除雪、防雪等に係る事業に要する費用について国が地方自治体に対して補助することで、これらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与してきたところである。

しかしながら、

- ・近年、少雪傾向にありながら、特定の時期・地域への異常な降雪が発生する等  
気象状況の変化
- ・日常生活における自動車への依存度の高まりや、産業構造の変化による積雪  
寒冷地域の冬期交通のあり方の変化

等が生じてきているところである。

そこで、これらの変化を踏まえた、今後の冬期道路交通確保のあり方について検討するため、当委員会を発足させるものである。